

秋田県リスクリング促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 秋田県リスクリング促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨励金は、企業等の従業員に対する主体的な学び直しの促進を目的とし、従業員に訓練または教育訓練（以下「訓練等」という。）を実施した事業主を対象に、厚生労働省の人材開発支援助成金を受給した場合に交付する。

(交付の範囲)

第3条 本奨励金は、予算の範囲内において、交付する。

(交付対象事業主)

第4条 奨励金は、次の各号を全て満たす事業主へ交付するものとする。

- (1) 秋田県内に事業所を有する事業主であること。
- (2) 令和5年4月1日以降に、人材開発支援助成金訓練実施計画届を都道府県労働局へ提出し、訓練等実施後に人材開発支援助成金の支給決定を受けていること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

(対象訓練等、奨励金の額及び限度額)

第5条 奨励金の対象となる訓練等は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 人材開発支援助成金の人材育成支援コースのうち、助成区分が人材育成訓練であること。
- (2) 実施した訓練等に要した経費（以下「対象訓練等経費」という。）が1人あたり10万円以上であること。

2 対象訓練等経費、奨励金の額及び限度額は別表第1のとおりとする。

(交付申請等の手続き)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類一式を、秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 秋田県リスクリング促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 請求書（様式第2号）
- (3) 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）に係る職業訓練実施計画届の写し、支給決定

通知書の写し、支給申請関係書類の写し

- (4) 振込先口座が確認できる通帳の写し等
- (5) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、前条の申請書類の内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、秋田県リスクリング促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（不交付決定通知）

第8条 知事は、前条の規定による審査の結果、奨励金を交付することが適当と認められない場合は、秋田県リスクリング促進奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県リスクリング促進奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。
- (3) 人材開発支援助成金について、不正受給の判明や都道府県労働局長からの支給決定に関する取り消しがあったとき。

2 知事は、前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、秋田県リスクリング促進奨励金返還命令書（様式第6号）により、当該交付決定者に対し期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第10条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、奨励金を交付した者に対し、報告の聴取又は立入検査を行うことができる。

（額の確定）

第11条 財務規則第256条の規定による額の確定は、第7条の交付決定により代えるものとする。

（手続きの一部省略）

第12条 この奨励金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第253条の補助事業等遂行状況報告書とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象訓練等経費、奨励金の額及び限度額	
対象訓練等 経費	人材開発支援助成金「人材育成支援コース」の支給要領に定める支給対象経費
奨励金の額	人材開発支援助成金の支給決定額の2分の1（千円未満切捨） ただし、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合の追加支給分は対象外とする
限度額	10万円